

産廃処理施設について(2)

質問 地域住民の七割以上がこの建設に反対している。というこの問題について、市として伝法寺地区の住民と話し合いの場を設けたことがあるのか伺いたい。

答弁 事業者側では、何度か住民説明会を開催している。だが、市としてはこれまで地元住民と話し合いの場を設けたことはない。

質問 市、業者、地域住民の三者で公害防止協定を結ぶ考えはないか伺いたい。

また、結ばれた場合はどのような協定書になるか伺いたい。

答弁

十和田市環境保全条例第七条には、公害が発生し得る施設を所有する事業者と市は公害防止協定を締結できることになっており、今回の場合には事業者に対して協定の締結を求める考え方である。

協定の具体的な内容については、事業者側の義務もあり、特に法律に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音、ダイオキシン、振動等の内容になるかと考える。

建 設

青撫山バイパスの整備について

質問 奥入瀬溪流の自然美は日本の宝であり、次の世代へ引き継いでいくことは我々の大きな使命と考える。

この奥入瀬溪流の環境保護安全対策の両面から考えて、青撫山バイパス整備は最も効果のある解決策であると考えるが、その可能性について伺いたい。



国道102号の青撫山一子ノ口間

都市計画の見直しについて

質問 十和田市内は、都市計画のもとに整然とまちの形成がなされているが、十

和田湖支所のある周辺地区や温泉郷の焼山地区は現在、何の指定もない。将来の乱開発を防ぐためにも都市計画区域の見直しをしていくべきと思うが、市の考えを伺いたい。

答弁 用途地域は、地域地

区の指定の中でも基本となるものである。住居系、商業系、工業系の各用途により建築物の規制、誘導を行い、住居環境や商工業などの都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定めら

事業で早期完成が図られるよう、関係機関等に対しても強く要望していきたいと考える。

市計画基礎調査を実施し、これらの結果を踏まえて検討する必要があると考えている。今後、奥瀬地区の一部の国道一〇二号沿線並びに焼山地区などについて、無秩序な開発を抑制し、景観と環境を保全するため、都市計画区域の見直しが必要であると考える。

用途指定の変更について

質問 元町西や東五番町の通称二十五メートル道路や、今や十和田湖へのバイパス

今や国道四号からまちに抜けた大学通り等、用途指定の変更をして、店舗や事業所等が出店しやすくなること

によって、その地域が活性化していくのも一つのまちを活気づける方策と思うが、どのように考へるか伺いたい。

答弁 用途地域は、地域地

区の指定の中でも基本となるものである。住居系、商業系、工業系の各用途により建築物の規制、誘導を行

い、住居環境や商工業など

の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利

用を実現するために定めら

地域を変更する場合は都市計画基礎調査の結果に基づき、変更すべきかどうかに

一定規模までの店舗等の施設は可能であることから、現在のところ変更する考

はない。

永年勤続議員の表彰



在職15年以上の表彰を受けた
畠山親弘議員

去る、六月十九日、東京日比谷公会堂で開催された全国市議会議長会定期総会において、畠山親弘議員が議員在職十五年以上の表彰を受け、第二回定例会最終日に議長から表彰状の伝達が行われました。併せて、市長から市政発展の功労者として表彰状が授与されました。

今後のますますのご活躍を期待いたします。

更については、住居系の用途地域においても建築面積

計画基礎調査の結果に基づき、変更すべきかどうかに

一定規模までの店舗等の施設は可能であることから、現在のところ変更する考